

## 国際的課題への対応

### 1. 国際的ルール作りへの参画

#### <これまでの取組>

##### ○WCT及びWPPTの締結

デジタル化・ネットワーク化に対応して著作者及び著作隣接権者の権利を保護するため、平成8年の外交会議においてWIPO著作権条約（WCT）及びWIPO実演・レコード条約（WPPT）が採択された。我が国は平成12年にWCTを締結したが、WPPTについても今国会での締結承認を目指し、国内法の改正を含めた所要の措置を講じているところである。

#### <今後の課題>

##### ○新たな国際著作権保護ルールの策定

現在、WIPOで検討が進められている視聴覚的実演に関する条約、放送機関に関する条約につき、これらの条約の早期採択を目指して積極的に議論に参画する。また、途上国からの強い要望を受けWIPOで検討が行われている遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアの表現の保護についても適切に対応する。

##### ○国際裁判管轄及び準拠法に関する検討

現在、明確な国際的なルールが存在しない著作権等侵害訴訟、特にインターネット上における著作権侵害訴訟に関し、権利者と利用者双方にとって望ましい裁判管轄ルール及び準拠法ルールのあり方について検討を行う。

##### ○日米の著作権制度における課題への対応

現在日米間で協議が行われている「規制改革及び競争政策イニシアティブ情報技術作業部会」において、両国における適切な著作権保護のあり方についての意見交換を進める。特に、米国著作権法が国際的な義務と整合的でないと考えられる事項については、可能な限りその明確化を図る。

### 2. アジア地域との連携の強化及び海賊版対策

#### <これまでの取組>

##### ○各国における著作権法及び管理体制の整備・充実支援

各国の国内法の整備や著作権管理団体の育成を支援する「アジア著作権制度普及促進事業」（APACEプログラム）として、行政官や権利者団体等を対象としたセミナー・研修会の実施等を行っている。

○我が国著作権者等の権利保護のための支援

アジア諸国において、日本の著作権者等が各国の法制や条約に基づいて権利執行する上で必要となる情報（訴訟手続、届け出先機関など）を取りまとめたエンフォースメントマニュアルを作成している。(H13は中国)

<今後の課題>

○海賊版対策の総合的推進

アジア地域を中心に流通しているCD、DVD、ゲームソフト等の我が国著作物の違法複製物（海賊版）に対し、権利者が効果的な対策を講じることができるような環境整備を図る。

# 主要な著作権関連条約

## 著作権

ベルヌ条約(1889年採択)

\*複製権

\*伝達系の権利(放送等)

## 著作隣接権

ローマ条約(1961年採択)

\*固定権

\*伝達系の権利(放送等)

レコード製作、実演家、放送事業者の権利を保護

デジタル化・ネットワーク化の進展  
(音楽・映像のネット配信等の活発化)

## インターネット条約の必要性

利用可能化権  
技術的手段に関する義務  
権利管理情報に関する義務

WCT(1996年採択)  
日本:2000年12月締結済

WPPT  
(1996年採択)  
日本:2002年締結(予定)

視聴覚的  
実演条約  
(WIPOで検討中)

放送条約  
(WIPOで検討中)

レコード製作  
者

実演家

放送事業者

■ は未採択

# 「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」について (略称：実演・レコード条約)

平成14年4月

著作隣接権の充実（譲渡権、固定された実演の利用可能化権（アップロード権）、実演家人格権等の創設）、権利の実効性確保等について定める。

## 1. 背景

デジタル化・ネットワーク化を始めとする情報関連技術の発達に対応し、国際的な著作隣接権の保護の改善を目的として、1996年12月20日に世界知的所有権機関（WIPO）において採択された。

## 2. 条約のポイント

- (1) 実演家は、その実演（音に関する部分に限る。）に関し、実演家であることを主張する権利及び自己の声望を害するおそれのある改変に対して異議を申し立てる権利を有する（実演家人格権）。
- (2) 実演家及びレコード製作者は、レコードに固定された実演又はレコードの複製、譲渡、貸与及びインターネット上にアップロードすることを許諾する排他的権利並びに放送・有線放送等での利用に関し報酬を請求する権利をそれぞれ有する。
- (3) 固定後50年以内に発行されたレコードについて、レコード製作者の権利の保護期間を発行から50年以上とする。
- (4) コピープロテクションの回避行為等に対する法的救済を定める。

## 3. 締結状況等

本年5月20日発効予定。本年4月1日現在の締約国は32箇国（G8では、米のみ）。

# W I P O 視聴覚的実演の保護に関する条約（仮称）について

## 1. 経緯

W I P O 実演・レコード条約（W P P T）において対象とされなかった俳優等の視聴覚的実演の保護に関する新条約について、平成12年12月の外交会議で、20条項中19条項で暫定合意に達したものの、条約採択は持ち越された。昨年9月のW I P O 総会において、残された点について合意に達するために今後も関係者間で協議を行い、本年のW I P O 総会において次の外交会議の開催を検討するよう提案された。

## 2. 暫定合意された条約案の主要事項

### （1）実演家の人格権の創設

- ・氏名表示権（実演の実演家であることを主張する権利）
- ・同一性保持権（実演の改変等で、自己の声望を害するものに対して異議を申し立てる権利）

### （2）実演家の財産的権利の充実

- ・固定されていない実演に係る固定権、放送・公衆への伝達権
- ・複製権
- ・譲渡権
- ・商業的貸与権
- ・利用可能にする権利（アップロードに関する権利）
- ・放送・公衆への伝達権（排他的許諾権又は報酬請求権。ただし、全部又は一部留保可能）

### （3）技術的保護手段及び権利管理情報に関する法的保護

- ・技術的保護手段の回避、権利管理情報の除去又は改変を防ぐための効果的法的救済

## 3. 主要論点：実演家の権利行使

映画、放送番組等の映像物が国際的に流通する時代において、実演家の権利行使方法に関しどのような国際的ハーモナイゼーションを確立するかについて、特に米国及びE U間において最終的な合意に至らなかつたものである。

- ・米国：国内にハリウッド等映画産業を抱えていることから、映画が国際的に流通する際のビジネスの安定性を確保するために、実演家の権利を映画製作に移転できることを条文上明記すべきと主張。
- ・E U：実演家の権利の移転を禁止する国内法を有するE U加盟国に配慮して、米国の主張に強く反対。

（本件については米国、E Uを含め各国間において引き続き検討を行い、検討状況について本年のW I P O 総会に報告することとなっている。）

# W I P O 放送機関に関する条約（仮称）について

## 1. 経緯

- (1) W I P O （世界知的所有権機関）では、1998 年 11 月以降著作権等常設委員会において、各国の提案を踏まえながらインターネット時代に対応した放送機関の権利の保護に関する新たなルール作りの検討が行われているところである。
- (2) 昨年 5 月に開催された第 5 回 W I P O 著作権等常設委員会においては日本提案が、また、昨年 11 月の第 6 回著作権等常設委員会においては E U 提案がそれぞれ提出された。
- (3) 引き続き米国等各国政府から提案の提出を推奨し、継続的に検討していくこととされ、条約草案策定には至っていない。

## 2. これまでの主要論点

- ・「放送」の範囲・定義（「有線放送」等の送信形態を条約の対象とするか。）
- ・公衆に放送される前の信号の取り扱い（カメラ・マイクから一旦放送局へ送信される信号等を保護の対象とするか。）
- ・暗号解除行為の取り扱い（スクランブル放送の解除等の行為について技術的手段の回避と類似の法制を設けるべきか。）

## ＜参考＞日本提案の主要事項

- ・再放送権
- ・公衆への伝達権
- ・固定されていない放送の固定権
- ・複製権
- ・利用可能化権（アップロードに関する権利）
- ・技術的手段及び権利管理情報に関する法的保護（コピーガード等技術的手段の回避、電子透かし等による権利管理情報の除去又は改変を防ぐための効果的法的救済）

## アジア地域における海賊版対策について(文化庁の取組)

平成14年4月

### 基本的考え方

- (1) 海外における海賊版の製造・流通を防ぐためには、①当該国における国際条約への加入を含めた著作権法制の整備と権利管理団体の育成、②我が国の権利者が自ら侵害発生地における民事・刑事のシステムを活用して迅速に対抗措置を講ずるための環境整備が不可欠。
- (2) また、侵害の原因が当該国の法制度や法の執行面にある場合には、政府としてWTO(世界貿易機関)、WIPO(世界知的所有権機関)などの多国間及び二国間のルートを通じて改善措置を求めることが肝要。
- (3) もとより、著作権侵害に対しては、それぞれの権利者が自らの権利を守るために連携協力して、侵害実態の把握や訴訟の提起など主体的に取り組むべき課題も多いが、文化庁としても積極的に対応。
- (4) このため、特に我が国著作物等が大量に流通しているアジア地域を中心に行なう①各国における著作権法及び管理体制の整備を支援するためのシンポジウムの開催や専門家の招致・派遣、②我が国著作権者が権利侵害に対抗するために必要な民事・刑事手続きに係る手引書の作成などの施策を開拓してきたところ。今後は、これらの施策を総合的に推進するとともに、日中・日韓の政府間協議の定期開催などを実施。

### これまでの取組

#### 1. 各国における著作権法及び管理体制の整備・充実支援

- ・ WIPO(世界知的所有権機関)と共同して、各の国内法の整備や著作権管理団体の育成を指導する「アジア地域著作権制度普及促進事業」[APACEプログラム]を展開。(行政官、権利者団体等を対象としたセミナー、研修会の実施等)
  - (A) アジア・太平洋地域 著作権・著作隣接権国際シンポジウム(平成5年度~)
  - (B) 東京特別研修プログラム(平成6年度~)
  - (C) 南太平洋地域サブリジョナルセミナー(平成6年度~)
  - (D) 著作権に関する専門家派遣(平成11年度~)
  - (E) 集中管理団体実務研修(平成12年度~)
  - (F) ナショナルセミナーの開催(平成12年度~)

## 2. 我が国著作権者の権利保護のための支援

- (1) アジア諸国において日本の著作権者等が各國の法制や条約に基づいて権利執行をする上で必要となる情報（例えば、訴訟手続き、届け出先の機関など）を取りまとめた「エンフォースメントマニュアル」[手引書]を作成。（平成10年度以降、韓国、台湾、香港について実施。13年度は中国を対象。）
- (2) 以下の権利者団体等との情報交換及び指導助言  
(社) 日本音楽著作権協会  
(社) 日本レコード協会  
(社) コンピュータ・ソフトウェア著作権協会 等

各団体においては、それぞれ関係国の管理団体等と連携して、海賊版対策に取り組むとともに、これら団体が加盟する不正商品対策協議会においても、海外調査（アジア地域の不正商品実態調査）等を実施。

※不正商品対策協議会：不正商品の問題で共通の立場に置かれている団体が一同に介し、不正商品に関する情報交換、調査、広報活動等の事業を推進

なお、(社)著作権情報センターにおいてアジア地域における権利侵害の実態把握のための調査研究に着手。（平成12年度～）

平成12年度 日本国内85社を対象としたアンケート調査

平成13年度 香港、台湾国内の利用者を対象としたアンケート調査

## 3. 多国間、二国間の取組

- (1) インターネット時代に対応したW I P Oでの新しい著作権ルール作りへの積極的貢献。
- (2) 各国の著作権行政の責任者や、著作権管理団体等の関係者を招いて、文化庁はもとより、我が国の権利者や権利者団体との意見交換、情報交換等を実施。（個別招へい、セミナーの開催等）  
平成12年度 A P E Cと協力してセミナーを開催  
平成13年度 アジア・太平洋地域各国を対象にセミナーを開催

### **今後の取組**

#### 海賊版対策の総合的推進

- (1) 施策の体系化と総合的な取組み

- ・ 従来、ともすれば個々の事業間の連携に欠けるきらいがあったが、これらを相互に関連づけて体系化し、総合的に推進。このため、専門家会議等による、アクション・プランの策定を目指す。

## (2) 官民協力体制の整備

- ・ 著作権侵害の実態や侵害国・地域の制度上、運用上の問題点等について著作権関係団体等と情報交換・協議を行う協議会を設立し、海賊版に対し国際的な対応を迅速かつ効果的に図るための官民の協力体制を整備。

## (3) 2国間交渉の制度化

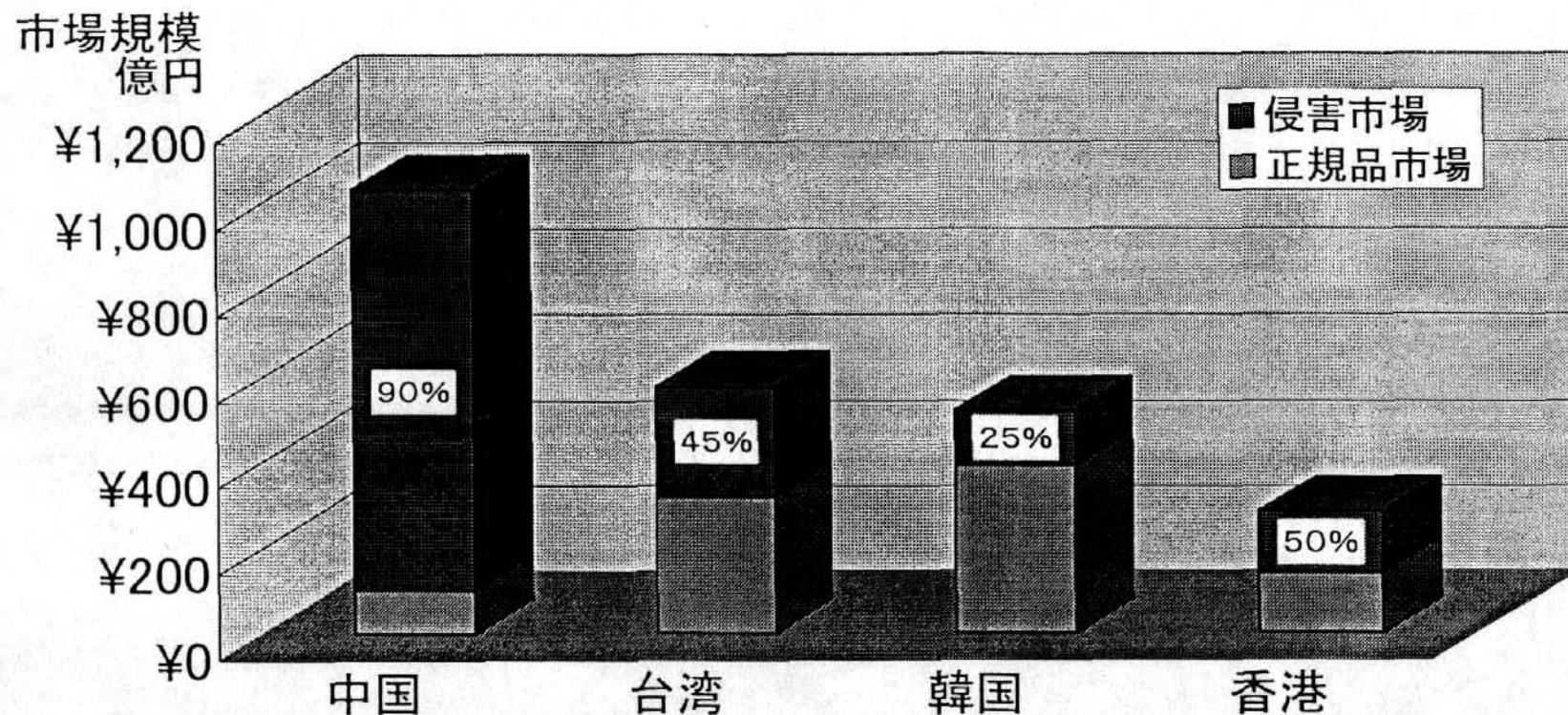
- ・ 日中、日韓間の定期的な政策協議を行うことについて合意。  
現在、政策協議の進め方などの詳細について調整中であり、海賊版防止の観点に立った法の適正な執行、集中管理団体の活用やインターネット環境下での著作権保護といった新たな課題などについて協議を予定。

## (4) WTO, WIPO等国際機関の積極的活用

- ・ 中国、台湾のWTO加盟に伴うTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）のレビュー・プロセスを活用した制度、運用を監視するとともに、必要に応じて紛争解決のための行動。
- ・ WIPOにおいて進められている知的所有権のエンフォースメントについての取り組みを活用した海賊版問題の解決。

## アジア地域における海賊版の実態

東アジアにおける世界のレコード・CD等の侵害状況(2000年)



(資料) 国際レコード産業連盟(IFPI)調べ

- (備考) · 東アジアにおける侵害市場のうち約3割程度が日本のレコード・CD等の海賊版と推定されている。  
· 日本のレコード市場は、約8,500億円(世界第2位)とされており、侵害率は10%未満と推定されている。(なお、米国における侵害率も同様に10%未満と推定されている。)

# コンテンツ産業海外展開促進コンソーシアム（仮称）の設立について

## 1. コンソーシアムの背景と目的

近年、アジア地域においては、ゲームソフト、アニメ、音楽等コンテンツ、著作物に対する興味・関心が高まる一方、それらの海賊版が多数流通している状況にある。このような海賊版の流通は、我が国も含めたコンテンツ産業の発展と著作者の文化的な創作活動を阻害するものである。

当該問題を適切に解決していくためには我が国コンテンツ産業関連事業者等が自ら積極的に海外展開を図るとともに、当該事業者及び権利者自らがアジア諸国において積極的に権利行使を行っていくことが重要であり、政府はその取り組みを側面的に支援していく必要がある。

このため、政府は関係事業者等に対して、このような取り組みを円滑に進めるための連絡調整の場としてコンテンツ産業展開促進コンソーシアムの設立を呼び掛ける。

## 2. コンソーシアムの構成と今後のスケジュール

### （1）組織

コンソーシアムは、音楽、映像、アニメ等のコンテンツ製作者、業界団体及び著作権関係団体を構成員とする民間の組織とする。初期段階においては、文化庁及び経済産業省は、関係省庁の協力を得て、コンソーシアムの具体的な運営を支援する。なお、コンソーシアムは「国際知的財産保護フォーラム」に参加することを予定している。

### （2）活動の概要

- メーリングリストによる関連情報の共有
- 海賊版等権利侵害商品の生産、流通に関して各構成員が知りえた具体的情報の集約
- 海外における海賊版等権利侵害情報の共同収集 等

### （3）今後のスケジュール

4月15日 コンソーシアム参加呼びかけ

6月中 コンソーシアム第1回総会（予定）